

軽井沢町地域公共交通会議 会議録

1. 開催日時 令和6年2月16日（金）13：30～14：00
2. 開催場所 軽井沢町役場 2階 第3・4会議室
3. 出席者 土屋三千夫、佐藤栄治、美斉津真崇、鷹野裕司、川又翔、遠山隆雄、佐藤幹夫、宮本隆、饗場晴雄、中里順一、土屋芳春、中澤善人、田野公章、竹島達也、丸山賢一、望月隆志、山崎康太郎、今西宇佐巳、松葉和彦、小出慎一、林幸彦、中山茂、菊池一成、（敬称省略）
事務局：児玉香織、森憲之、市村祐樹、安藤創（敬称省略）
4. 議 題
 - （1）軽井沢町地域公共交通会議設置要綱の一部改正に伴う変更等について
 - （2）町内循環バス利用状況について
 - （3）令和6年度町内循環バスの運行計画（案）について
 - ①町内循環バスダイヤ改正等について
 - ②ゴールデンウィーク・夏期の迂回運行等について
 - （4）繁忙期における中心部シャトルバスの運休延長について
 - （5）その他
5. 傍聴人数 3名（定員5名）
6. 議事内容

（開会）

【事務局】

皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、これより軽井沢町地域公共交通会議を始めさせていただきます。

議事に入るまでの間、会議次第に沿いまして司会を務めさせていただきます、住民課長の児玉でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきますがご了承ください。

はじめに、町では住民等の町政への参画とともに、公平で透明な町政を推進することを目的といたしまして、軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針を策定いたしました。――

以前より、本審議会につきましても原則公開となっておりますが、この指針に基づきまして本日も公開することとし、傍聴可能としております。

また、会議終了後の議事録につきましても、皆様の氏名を伏せた状態で公開をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

次に傍聴者の皆様にお知らせいたします。資料につきましては、会議終了後に回収させていただきます。

会議中は携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な会議進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、お手元に配付してございます資料等の確認をお願いいたします。

資料につきましては、次第「軽井沢町地域公共交通会議参加者名簿」、資料1としまして、「軽井沢町地域公共交通会議設置要綱」、資料2「町内循環バス利用状況」、資料3「令和6年度町内循環バスの運行計画（案）」は、ホチキス留めをし、3－1から3－3までございます。続きまして資料4、「繁忙期における中心部シャトルバス運休延長（案）」の6種類となります。資料が不足しているようであれば事務局までお声掛けください。

よろしいですかね。

(あいさつ)

【事務局】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず2挨拶でございます。

本会議の会長である土屋町長より挨拶をお願いいたします。

【会長】

はい。皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しいところ、軽井沢町地域公共交通会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。以下、着座にてご挨拶申し上げます。

さて、昨今の地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しい状況に置かれ、人口減少や社会の高齢化などに加え、運転手不足や利用者減少で存続が危ぶまれるものが少なくないのが実情であります。また、観光需要の回復とタクシー運転手の減少に伴い、都市部や観光地では深刻なタクシー不足が発生しており、当町においても同様の問題を抱えております。

町といたしましても課題解決に向け、一昨日、軽井沢タクシー協会をはじめとした町内の各団体および民間事業者と、観光シーズン等におけるタクシー供給強化に関する連携協定を締結し、地域の公共交通を担う人材確保だけでなく、繁忙期におけるタクシー供給量を増やす取り組みを推進すべく検討を進めているところでございます。

しかしながら、タクシーに限らずバス事業者様における環境も厳しく、運転手不足に加えてバス運転手の労働時間等の基準が見直され、町内循環バスを運行している事業者様においても、ダイヤ改正をせざるを得ない状況となっております。

本日の議事では、そのダイヤ見直しにおける改正案をお示しさせていただいておりますが、小学生や中学生の影響を最小限に留めるようご検討いただいているところであります。

結びになりますが、今後ますます地域の実情に応じた公共交通網の維持、確保が必要と考えています。

来年度からは地域公共交通計画の策定も予定しておりますので、その中で改めて課題等を抽出し、既存の公共交通網の再編を含め、様々な移動手段を組み合わせ、地域の移動手段確保に向けて検討していく所存であります。

今後とも皆様のご協力を賜りますようお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

(議事)

【事務局】

3 議事。これから議事に入りたいと思いますが、軽井沢町地域公共交通会議設置要綱第4条第2項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、土屋会長、進行よろしくお願いいたします。

【会長】

皆様のご協力をいただきながら議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(1) 軽井沢町地域公共交通会議設置要綱の一部改正に伴う変更等について

【会長】

早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。(1) 軽井沢町地域公共交通会議設置要綱の一部改正に伴う変更等について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

皆様お疲れさまでございます。事務局の住民課交通政策係の森と申します。私の方から説明をさせていただきますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは議事(1) 軽井沢町地域公共交通会議設置要綱の一部改正に伴う変更について、主に変更点を中心にご説明、ご報告をさせていただきます。

それでは資料1をご覧ください。まず軽井沢町では令和6年度から令和7年度にかけて地域公共交通計画の策定を予定しております。また本計画では国の補助金を活用し、策定を予定しており、補助対象事業者が法定協議会となっていることも踏まえ、計画策定に必要な法定協議会の機能を、本要綱に追加し、令和5年9月1日付で改正を行いました。該当部分は、第1条の設置に関する条文と第2条第3項、それぞれ朱書き部分が計画を策

定するために必要な改正箇所となります。

なお、国に対しては現在要望調書を提出し、審査結果待ちの状態ではありますが、交付決定がされた場合、この会議体で策定する予定ですのでご協力のほどよろしくお願いいたします。加えて、もう少し細かな説明をいたしますと、計画を策定するため、専門のコンサル会社と契約を結ぶことを考えておりますが、その契約者が本会議体となります。

この会議体で実施するための予算がございませんので、策定に伴う予算については新年度予算において要求していますので、議会の承認が得られましたら速やかに手続きを行う予定ですので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

また、改正内容で大きな改正ポイントとしては、第3条の組織、次のページの第6条の幹事会になります。

昨年5月に皆様を本会議分科会委員に委嘱させていただいたところではありますが、今後については期間を設けての委嘱ではなく、第3条の記載があります方々を必要に応じて参集させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改正に伴い、第3条第4項に掲げる者として交通計画を策定していく上では、鉄道は欠かせない移動手段であることを踏まえて、本日開催しました会議より、しなの鉄道様にもお声がけをさせていただいておりますのでご報告を申し上げます。

次のページ、第6条関係ですが本会議の他、幹事会においては分科会に変わる機能となります。本会議協議事項に諮る前には、関係団体との事前調整が必要と考えていますので、適宜開催を予定しています。

組織体制は変わりますが、皆様方には専門的なお立場から、引き続きご参集いただくことを考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。（1）の説明については以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました軽井沢町地域交通会議設置要綱の一部改正に伴う変更等についてでありますけれども、質疑等がありますでしょうか。よろしいですか。

はい、ではないようですので次に移ります。

（2）町内循環バス利用状況について

【会長】

続いて、町内循環バスの関係が続きますので、（2）の町内循環バス利用状況についてと、（3）令和6年度町内循環バスの運行計画（案）について、続けて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

まずは議事の（2）町内循環バスの利用状況について説明します。

資料2をご覧ください。こちらの資料につきましては、町内循環バスの令和元年度から令和5年12月末現在の3路線の利用者総数を棒グラフでお示しさせていただきました。令和5年度の対前年比は38,714増の46.3%増となりました。また5年度においても、10月までの利用者は114,206人となっており、グラフには記載されていませんが、令和2年度12月末現在では99,366人でしたので、同時期の前年比では14,840人の増で約13%の増と、令和5年度においての利用者は増えている状況でございます。

この要因といたしましては、令和4年4月1日から運賃一律100円に改定し、利用しやすい環境となっていること。また新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、観光客が回復傾向になったことが利用者数にも現れ大幅に増加に転じたと考えております。

(3) 令和6年度町内循環バスの運行計画(案)について

①町内循環バスダイヤ改正等について

【事務局】

続きまして、議事(3)令和6年度町内循環バスの運行計画(案)についてです。資料3-1をご覧ください。

まず①町内循環バスのダイヤ改正等について説明いたします。

現在町内循環バスは3路線走行しておりますが、北廻り線において別紙のとおりダイヤ改正の提案がありました。

ダイヤ改正に関しては主に4点ございます。

1点目左側の外廻り、青字の系統1番は平日のみとし、土日祝祭日は運休とする。2点目、同じく外廻り系統4番、塗りつぶしたダイヤの廃止。3点目、右側の内廻り系統2番こちらも塗りつぶした部分のダイヤ廃止。4点目、外廻り内廻りともに赤字の箇所につきましては全体の運行時間、運転手の休憩時間等を考慮することによるダイヤ改正。

こちらについては既存ダイヤと比較して5分から15分程度の変更となります。

なお、今回大幅なダイヤ改正となった理由につきましては、会長挨拶にもありました通り、運転手不足に加え、令和6年度から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正され、見直しをせざるを得ない状況になりました。草軽交通様においても、現行を維持するためにご検討いただきましたが、状況が改善されない限り厳しいとのことでございます。

続いて資料3-2をご覧ください。こちらは西コースのダイヤ改正で運行ルートの一部変更案になります。

改正等の理由につきましては、しなの鉄道への接続等も考慮してのダイヤ改正の他、北廻り線の最終便廃止に伴う大日向・浅間台の利用者の影響を最小限とするため、遠近宮バス停の借宿村中を通行するルートから国道18号線沿いに借宿バス停を設置して運行するものでございます。変更ルート案は裏面の下段に示してございます。

本件につきましては特に北廻りのダイヤ改正、最終便廃止については小学生中学生の利用にも影響を及ぼす恐れが考えられることから、中部小学校、中学校、教育委員会の関係者を集めて事前に協議し、背景を踏まえご理解いただいていることを申し添えさせていただきます。

また、東・南廻り線におきましては、4月の改正を行わず、昨年度同様路線バスのダイヤ改正に合わせて7月を予定しております。その際は南地区複合施設ほっち交流会への新たなバス停設置を予定していることをご報告申し上げます。

ご参考までに申し上げておきますと、今回は北廻り線のみダイヤ縮減となりましたが、他の皆さんにおいても、運転手不足、労働時間見直しに伴う厳しい状況とのことでございます。大都市や県内の人口規模が多い自治体においても連携や減便が余儀なくされている状況を踏まえ、当町においても重要な検討課題であると考えております。

(3) 令和6年度町内循環バスの運行計画(案)について

②ゴールデンウィーク・夏期の迂回運行等について

【事務局】

続きまして②ゴールデンウィーク・夏期の迂回運行等についてです。資料3-3をご覧ください。

こちらは例年同様東・南廻り線は慢性的に渋滞が発生する国道18号線および町道下仁田軽井沢線通称プリンス通りですが、渋滞発生期間の定時性を確保するため、迂回運行を実施するものでございます。迂回運行期間については資料に記載の通りです。

また裏面になりますが、迂回期間中は新軽井沢バス停を国道18号線から南側の町道軽井沢停車場線2号線、軽井沢駅北西駐車場付近に移設し、プリンス通りの成沢バス停と入山峠入口バス停を経由せず、町道新ゴルフ線へ迂回運行するルートとなります。

なお、町道新ゴルフ線は、迂回ルート案の赤線部分につきましてはバス停を設置せずフリー乗降区間といたします。

他2路線は迂回運行いたしません。西コースにおいては、交通量も多くなるお盆の時期、8月10日土曜日から16日金曜日までは、定時性を確保するため休日ダイヤの運行予定です。

以上、町内循環バスに関する説明となりますが、バス業界を取り巻く状況は一段と厳しい状況の中、各社におかれましては最大限のご尽力、検討いただいている中での計画案となっておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。(2)(3)の説明については以上です。

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが町内循環バスの方、(3)についてですね、質疑等ございますでしょうか。不明な点等を含めて、よろしいでしょうか。

【会長】

はいそれでは、ご質問等はありませんのでこの（３）令和６年度町内循環バスの運行計画（案）について、ご承認いただけますでしょうか。

【Ａ委員】（異議なしの声）

【Ｂ委員】（異議なしの声）

【会長】

よろしいですか。ご承認いただけたかと思いますので、（案）を消していただいて運行計画とさせていただきます。

（４）繁忙期における中心部シャトルバスの運休延長について

【会長】

続いて、（４）繁忙期における中心部シャトルバスの運休延長について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい、議事（４）繁忙期における中心部シャトルバスの運休延長について説明をいたします。資料４をお願いいたします。

中心部シャトルバスにおきましては主に繁忙期において、軽井沢駅北口南口を発着地点として季節運行をしております。

中心部シャトルバスの運行については、１に記載がある通りです。このうち軽井沢駅南口を発着する運行ルートについて４に記載があります通り、運転手不足、南口の渋滞状況に鑑み、令和６年度においても引き続き運休したいとの申し出がございました。

バス運転手を取り巻く環境が厳しいことから申し出の通り、運休とさせていただければと思います。

今後については状況改善が見込まれないことから将来的には廃止も含めて検討されているとのことでございます。（４）の説明については以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。それでは（４）について質疑等ございますでしょうか？よろしいでしょうか。

それでは（４）についてご承認いただけますでしょうか。意義ないですかね。よろしいですか。

【Ａ委員】（異議なしの声）

【Ｂ委員】（異議なしの声）

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは承認されたものとみなしますので、資料４の（案）を消していただいて、運休

延長という資料にさせていただきます。

(5) その他

【会長】

続いて(5)その他ですけれども、事務局からは特にその他はないということですが、全体通して何かその他でご発言等ありましたらぜひお願いいたします。よろしいですか。特に情報共有を含めまして何かありましたら、皆さんこれだけ揃っておりますので、よろしいですか。

はい、では特段何もありませんのでこれで全ての議事が終了いたしました。委員の皆様のご協力により無事終了させていただきましたありがとうございます。では、これで議長の任を降ろさせていただきます。

【事務局】

土屋会長ありがとうございました。

(その他事務局からの報告)

【事務局】

それでは次第の4その他に関しまして、事務局よりご報告申し上げます。

はい、それではその他になります。事務局よりご報告ということで報告事項4点ございます。

1点目として、交通関係の来年度の補助事業、それから2点目としてタクシーの供給量を増やすための方策について、3点目としまして現在行っている、よぶのる軽井沢について、4点目になりますが地域の公共交通を考えるシンポジウムの開催についてということでございます。

では1点目から説明をさせていただきます。令和6年度から実施する交通関係の補助事業の紹介となります。

新たな補助事業は2つございます。1つ目として、自転車用ヘルメットの購入費の補助金です。背景といたしましては道路交通法が改正され、令和5年4月1日より自転車に乗る際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、自転車を利用する方に対して、ヘルメットの着用を促進し重大事故を未然に防ぐために実施するものでございます。

対象者は個人と事業者とし、個人に対しては2000円を上限、事業者に対してはヘルメット1個当たり1000円を上限とする予定です。

いずれも4月施行としておりますが個人に対しては新年度に向けて準備をすることが想定されることから、1月購入分から適用することを考えております。

2つ目の補助事業ですけれども、軽井沢町デマンドタクシー実証運行事業です。

こちらはよぶのる軽井沢の実証運行が3月末で終了することに伴いまして、高齢者や

障害者、妊産婦等の交通弱者に対して実施するものでございます。

内容といたしましてはタクシー利用料金の一部助成を行い、移動に対する支援を行うものです。

なお、本件につきましては、タクシー事業者様からの運用方法について提言をいただいているところでございますので、そのあたりを含めて調整し、新年度開始に向けて準備を進めていきたいと考えております。

続きまして報告事項2点目になります。既に報道等でもご覧になっている方もいるかと思いますが、タクシーの供給量を増やすため、先日14日に軽井沢タクシー協会、商工会、観光協会、ホテル旅館組合、タクシーのアプリ配車を手がけるGO株式会社の6者で協定を締結いたしました。

背景といたしましては、繁忙期においてタクシー運転手が不足し、需要が供給を上回る状態が続いておりますので、各タクシー会社様において人材確保に向けてご尽力をいただいているところではありますが早期の改善が難しいことから協定を締結したところでございます。

なお取り組み内容といたしましては、同じ営業区域内から車両乗務員の派遣をお願いする方法、自家用有償旅客運送、いわゆる日本型ライドシェアの導入、さらにはタクシー事業者様において、タクシー配車アプリGOを導入し、効率的な配車を図ることを考えてございます。

ご参考までに取り組む内容の1つである日本型ライドシェアに関して申し上げますと、国の方で現在制度構築を行っているところでありますので、町では情報収集をしている最中であり、詳細については特に決まっておりません。

既に公表されている内容を踏まえ、検討しているところであることをご理解いただければと思います。

続きまして3点目、よぶのる軽井沢に関するご報告になります。3回目の実証運行を昨年10月より開始しておりまして、今年度は軽井沢町も初めて参画して、JR、西武の3者で実証運行をしています。

新たに取り入れた電話予約、現金決済の状況といたしましては、利用予約を行うために事前登録をされた方は、2月14日現在で585世帯、1243名と多くの方にご登録をいただきました。

一方で実際に、電話で利用された方は延べ177人と、登録された方の約14%となっています。ウェブ予約を利用されている可能性もあることから、多い少ないという判断をすることは現時点では難しい状況ではありますが、引き続き多くの方にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

なお、来年度につきましては実証運行を許可されている期間が令和7年1月13日となっておりますので、既に3回実証運行をしていることを踏まえ、実施することは考えていませんが、JR、西武等とも来年度以降の取り組みについて協議をしているところで

ございます。進展がございましたら改めてご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後に4点目になりますが、軽井沢町では3月12日火曜日14時から中央公民館講義室において、地域の公共交通を考えるシンポジウムの開催を予定しています。

町の地域公共交通計画を策定するにあたり、公共交通のあり方を再認識した上で地域の実情に合った計画としたいと考え、住民の皆様の機運醸成を図るために開催するものでございます。地域公共交通会議の皆様方にも予定を確保していただき、ぜひご参加をお願いしたいと考えています。

今後町ホームページ等で周知を行う予定ですので詳細は改めてご確認いただければと存じます。長くなりましたが、その他についての説明は以上となります。

【事務局】

事務局よりその他で説明しましたが、内容について質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

すいません事務局から1点、今の説明の中で訂正がございました。実際に電話予約で利用している方が延べ177名と申し上げましたけれども実際には671名ということで訂正をさせていただきます。すいませんでした。

質疑応答よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(閉会)

【事務局】

本日は貴重なお時間を頂戴し、ご意見をいただきましてありがとうございます。

地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、行政といたしましても安心して快適に過ごせるよう努めてまいりますので、引き続きご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、軽井沢町地域公共交通会議を閉じたいと思います。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございました。